令和元年度 第1回 野田市公契約審議会

- ○日 時 令和元年12月19日(木)午後3時30分から
- ○場 所 市役所高層棟4階 庁議室

次 第

- 1 開 会
- 2 市長挨拶
- 3 委員及び事務局紹介
- 4 議事
 - (1) 会長の選出について
 - (2) 会長職務代理者の指名について
 - (3) 平成30年度の野田市公契約条例の運用状況について(報告)
 - ① 適用件数及び適用労働者数
 - ② 工事に係る賃金の支払状況
 - ③ 継続中の長期継続契約及び指定管理協定の対応状況
 - ④ 賃金条項型の公契約条例の制定状況
 - (4) 令和元年度の最低賃金を踏まえた最低額について
 - (5) 今後の課題について
- 5 その他
- 6 閉 会

I 平成30年度の野田市公契約条例の運用状況について(報告)

1 適用件数及び適用労働者数

(1) 適用件数

平成 30 年度に賃金の支払いがあった契約等の件数は、工事請負契約 20 件、業務委託契約 22 件、指定管理協定 37 件の合計 79 件となっている。

口表1 公契約条例の適用件数

(単位:件)

	区分/年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度								
エ	市	条例適用		2	3	1 9	2 1	2 2	2 1	2 6	2 4	1 3							
事請	111	第15	第15条適用(賃金評価)		5	1	3	3 5 適用			月外								
負契	水道	条例	適用		適用	用外		3	8	8	11	7							
約	事業	第15	第15条適用(賃金評価)		適用	用外		1		適月	月外								
		1千	万円以上	1 6	1 6	1 7	2 1	2 1	2 1	1 9	1 9	18							
			(1)施設の設備又は機器の運転 又は管理に関する契約	9	7	7	7	6	6	6	6	6							
	市		(2)施設の設備又は機器の保守 点検に関する契約	3	3	3	2	3	3	3	3	2							
		市	業							(3)施設の清掃に関する契約	4	3	3	3	3	3	2	2	2
業				(4)施設の電話交換、受付及び 案内に関する契約	適用外	1	1	1	1	1	1	1	1						
務委託			(5)施設の警備及び駐車場の整 理に関する契約	適用外	1	1	1	1	1	1	1	1							
託契約			訳	訳	訳	訳	訳	訳	訳	(6) 野田市文化会館の舞台の設 備及び機器の運転に関する契 約	(1)に 区分	1	1	1	1	1	指	定管理へ移	行
																(7)不燃物の処理施設の設備及 び機器の運転その他の管理に 関する契約	適戶	用外	1
			(8)学校給食の調理及び運搬に 関する契約		適用外		5	5	5	5	5	5							
		1千 める	万円未満で市長が特別に定 契約	適用外	1	1	1	1	1	1	1	2							
	水道事業		適月	用外			試行			2	2								
	指定 条例適用 管理			適用外		4	1 5	2 1	2 3	3 6	3 7								
	定	第15	条適用(賃金評価)	3	5	2 0	2 0	18	1 4	1 4	1	0							
			年度別合計	2 7	3 0	5 8	7 0	8 6	8 6	9 1	9 4	7 9							

(2) 適用労働者数

平成 30 年度に賃金の支払いを受けた労働者数は、工事請負契約 330 人、 業務委託契約 501 人、指定管理協定 686 人の合計 1,517 人となっている。

従事者が多い大規模な建築一式工事の発注が減少したため、工事の適用 労働者数が減少した。

口表2 公契約条例の適用労働者数

区分/年月	度	22	23	24	25	26	27	28	29	30
エ	事	208	587	1, 389	1, 146	1, 089	856	792	712	330
業務委	託	221	198	275	508	502	498	468	541	501
指定管	理	56	161	404	478	580	629	699	694	686
合	計	485	946	2, 068	2, 132	2, 171	1, 983	1, 959	1, 947	1, 517

(単位:人)

2 工事に係る賃金の支払状況

平成 30 年度の公共工事設計労務単価(以下「労務単価」という。) が適用される工事を対象に賃金の支払状況を確認した。

(1) 対象の工事

次の工事に従事した193人の労働者を対象にした。

種別	件 名	担当課	人数
土木一式	蕃昌宮前排水整備工事(8工区)	管理課	31 人
建築一式	野田市立木間ケ瀬中学校屋内運動場改修工事	営繕課	28 人
機械器具設置	清掃工場1号炉ろ過式集塵装置修繕及び2号炉ろ過式集塵装置ろ布交換工事	清掃第一課	18 人
機械器具設置	清掃工場機械修繕及び急速ろ過塔修繕工事	清掃第一課	49 人
土木一式	南部1号幹線函渠築造工事(その1)	下水道課	16 人
土木一式	枝線管渠布設工事(30-6工区)	下水道課	14 人
機械器具設置	出洲排水機場2号排水ポンプ吐出弁整備補修工事	農政課	4 人
土木一式	五駄沼1号幹線管渠築造工事(4工区)	下水道課	26 人
土木一式	準用河川改修工事	管理課	7人
	適用者数		193 人

(2) 調査の結果

① 工事全体

労務単価の 85%以上 90%未満の支払率は、全体の労働者の半数に近い 50.26%となっており、29年度と比較して 1.84%上昇した。

労務単価から見た支払いの割合	人数	率(29年度との比較)
85%以上90%未満	97 人	50. 26% (+1. 84%)
90%以上 100%未満	34 人	17.62% (-5.91%)
100%以上	62 人	32. 12% (+4. 07%)

② 工事の種別ごと

※()内は29年度との比較

ア 土木一式【5ページ 表3参照】

対象工事5件において94人の労働者が従事している。

労務単価の支払率は、85%以上90%未満の者が49%(-5%)、90%以上100%未満が17%(±0%)、100%以上が34%(+5%)となっている。

職種では、特殊運転士、トンネル特殊工、トンネル作業員、トンネル世話役及び交通誘導員Bが全て85%以上90%未満である。

イ 建築一式【6ページ 表4参照】

対象工事1件において28人の労働者が従事している。

労務単価の支払率は、85%以上 90%未満の者が 64% (+17%)、90%以上 100%未満が 18% (-10%)、100%以上が 18% (-7%)となっている。

職種では、とび工、電工、塗装工、板金工が全て 85%以上 90%未 満である。

ウ その他(機械器具設置)【7ページ表5参照】

対象工事3件において71人の労働者が従事している。

労務単価の支払率は、85%以上90%未満の者が47%(+27%)、90%以上100%未満が18%(-22%)、100%以上が35%(-5%)となっている。

職種では、電工が全て85%以上90%未満である。

□表3 土木一式

<u>j</u>	労働者		賃 金				
職種	人数	割合	区分	人数	割合		
			85%以上 90%未満	1人	33%		
特殊作業員	3 人	3%	90%以上 100%未満	1人	33%		
			100%以上	1人	33%		
			85%以上 90%未満	15 人	37%		
普通作業員	41 人	44%	90%以上 100%未満	8人	19%		
			100%以上	18 人	44%		
			85%以上 90%未満	1人	5%		
軽作業員	20 人	21%	90%以上 100%未満	7人	35%		
			100%以上	12 人	60%		
			85%以上 90%未満	1人	100%		
特殊運転士	1人	1%	90%以上 100%未満	0人	0%		
			100%以上	0人	0%		
トンネル			85%以上 90%未満	1人	100%		
特殊工	1人	1%	90%以上 100%未満	0人	0%		
刊水工			100%以上	0人	0%		
トンネル			85%以上 90%未満	1人	100%		
作業員	1人	1%	90%以上 100%未満	0人	0%		
11 /2/2			100%以上	0人	0%		
トンネル			85%以上 90%未満	1人	100%		
世話役	1人	1%	90%以上 100%未満	0人	0%		
			100%以上	0人	0%		
土木一般		.,	85%以上 90%未満	1人	50%		
世話役	2 人	2%	90%以上 100%未満	0人	0%		
			100%以上	1人	50%		
交通誘導員		2.20/	85%以上90%未満	24 人	100%		
В	24 人	26%	90%以上 100%未満	0人	0%		
			100%以上	0人	0%		
A		40-01	85%以上90%未満	46人	49%		
合 計	94 人	100%	90%以上 100%未満	16人	17%		
			100%以上	32 人	34%		

□表4 建築一式

<u>ř</u>	労働者		賃金				
職種	人数	割合	区分	人数	割合		
			85%以上 90%未満	12 人	71%		
普通作業員	17 人	60%	90%以上 100%未満	5 人	29%		
			100%以上	0人	0%		
			85%以上 90%未満	1人	100%		
とびエ	1人	4%	90%以上 100%未満	0人	0%		
			100%以上	0人	0%		
			85%以上 90%未満	1人	100%		
電工	1人	4%	90%以上 100%未満	0人	0%		
			100%以上	0人	0%		
			85%以上 90%未満	1人	100%		
塗装工	1人	4%	90%以上 100%未満	0人	0%		
			100%以上	0人	0%		
			85%以上 90%未満	3 人	100%		
板金工	3 人	10%	90%以上 100%未満	0人	0%		
			100%以上	0人	0%		
			85%以上 90%未満	0人	0%		
内装工	5 人	18%	90%以上 100%未満	0人	0%		
			100%以上	5 人	100%		
			85%以上 90%未満	18 人	64%		
合 計	28 人	100%	90%以上 100%未満	5 人	18%		
			100%以上	5 人	18%		

□表5 その他(機械器具設置)

<u> </u>	労働者		賃金			
職種	人数	割合	区分	人 数	割合	
			85%以上 90%未満	20 人	69%	
普通作業員	29 人	41%	90%以上 100%未満	9 人	31%	
			100%以上	0人	0%	
			85%以上 90%未満	10 人	29%	
軽作業員	34 人	48%	90%以上 100%未満	1人	3%	
			100%以上	23 人	68%	
			85%以上 90%未満	2 人	100%	
電工	2 人	3%	90%以上 100%未満	0人	0%	
			100%以上	0人	0%	
			85%以上 90%未満	1人	25%	
機械工	4 人	5%	90%以上 100%未満	1人	25%	
			100%以上	2 人	50%	
			85%以上 90%未満	0人	0%	
機械設備	2 人	3%	90%以上 100%未満	2 人	100%	
			100%以上	0人	0%	
			85%以上 90%未満	33 人	47%	
合 計	71 人	100%	90%以上 100%未満	13 人	18%	
			100%以上	25 人	35%	

3 継続中の業務委託契約(長期継続契約)及び指定管理協定の対応状況

施設の清掃業務等の職種において、平成 31 年度の最低額を引き上げなかった場合、最低賃金の適用が予測された業務委託契約(長期継続契約)及び指定管理協定のうち、契約・指定期間中の最低額変更が仕様書に明記されていない 18 件(業務委託契約5件、指定管理協定13件(22施設))について事業者等と協議を進めた。

その結果、事業者等との合意が図られた 16 件は、前年度の最低額に最低 賃金の上昇率を乗じて得た額を、31 年度の最低額として適用した。

なお、他の職場への影響や給与バランスを懸念する2件については適用を 見送った。

≪参考≫

○ 新たに協定を締結した指定管理協定等での対応

平成31年1月以降に指定管理協定を締結した8件(11施設)については、基本協定書の仕様書において「当該年度の最低額を次年度の予測最低賃金と比較して10円を割り込んだ場合は、当該年度の最低額に当該年度の最低賃金の前年度からの上昇率を乗じて得た額を最低額とする」旨を記載して対応した。

なお、31 年度に長期継続契約の対象となる業務委託契約は締結していない。

4 賃金条項型の公契約条例の制定状況

本市の公契約条例と同様に、法定最低賃金を上回る賃金の下限額を設定している賃金条項型の条例を施行している自治体は、昨年度の第1回審議会において、本市を含めて21団体あることを報告したが、本年2月1日(労働報酬下限額の審議及び公契約審議会に係る規定は平成30年9月27日)に愛知県豊川市が、10月1日に東京都新宿区が新たに条例を施行し、23団体となった。

口表6 豊川市と新宿区が制定した条例の内容

区分	分/自治体	豊川市	新宿区
公布日		平成 30 年 9 月 27 日	令和元年6月21日
+/- /- D		平成 30 年 9 月 27 日	△5□二左 10 日 1 □
JH H	色 行 日	平成 31 年 2 月 1 日	令和元年 10 月 1 日
	工事	予定価格1億円以上	予定価格 2,000 万円以上
適用範囲	業務委託	予定価格 1,000 万円以上 ・庁舎清掃 ・草刈 ・樹木管理 ・庁舎受付 ・給食調理 ※職種別賃金の設定無し	予定価格 1,000 万円以上 ※職種別賃金の設定無し
	指定管理	上限額が 1,000 万円以上の 公募によるもの ※職種別賃金の設定無し	全て ※職種別賃金の設定無し

両自治体において、工事、業務委託、指定管理で適用されているが、業務 委託・指定管理協定において職種別賃金は採用されていない。

Ⅱ 令和元年度の最低賃金を踏まえた最低額について

1 平成30年度の審議会での審議結果

29 年度の審議結果を踏まえて、市職員の給与を勘案している 1,000 円以下の職種に限定して、29 年度から 30 年度への最低賃金の上昇率 3.11%を 31 年度の最低額に反映させた。

また、給食配送員等については、30 年度の最低額を設定するに当たっては、最低賃金の上昇率を反映させていたが、その 30 年度の最低額は 1,031 円に達したことから、当該職種の 31 年度の最低額の設定に当たっては、最低賃金の上昇率の算定年度に合わせて、市職員の当該職種の 29 年度から 30 年度への給与 (時給換算後)の上昇率 0.7%を反映した。

(1) 継続する職種

◇ 平成31年度の最低額に反映させた上昇率

30 年度の千葉県の最低賃金(895円)÷29 年度の千葉県の最低賃金(868円) ≒ 1.0311

□表7 最低賃金の上昇率を反映した職種と最低額

職種/年度	30 年度	31 年度	上昇額
施設の清掃業務、除草作業員、調理員等	919 円	948 円	29 円
事務員、コンピュータ指導員等	998 円	1,030円	32 円

^{*31}年度の最低額は30年度の最低額に上昇率(1.0311)を乗じて算出

(2) 継続しない職種

□表8 給与(時給換算後)の上昇率を反映した職種と最低額

職種/年度	30 年度	31 年度	上昇額
給食配送員、運転士	1,031円	1,039円	8円

*31 年度の最低額は 30 年度の最低額に給与(時給換算後)の上昇率 (1.007)を乗じて算出

2 令和元年度の地域別最低賃金の状況

千葉県の最低賃金と全国加重平均の令和元年度の状況と5年間の推移については、表9のとおりである。

(1) 千葉県の最低賃金

元年 10 月 1 日に千葉県の最低賃金が発効され 923 円 (30 年度 895 円) となり、額にして 28 円、率にして 3.13%の上昇となった。

(2) 全国加重平均

元年度の全国加重平均は、901 円 (30 年度 874 円) となり、額にして 27 円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成 14 年度以降最大の引上げとなった。

なお、引上げ率では、3.09%となっており、今後、3%ずつ上昇した場合、令和5年10月に全国加重平均が1.000円に到達する見込みである。

最高額(東京都 1,013 円) と最低額(鹿児島県他 790 円) の比率は 78%、また、引上げ額の最高(29 円) と最低(26 円) の差は、3円となった。

口表9 千葉県の最低賃金と全国加重平均の推移

内容	/ 年 度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
千葉県の	の最低賃金	817 円	842 円	868 円	895 円	923 円
司	上昇額		25 円	26 円	27 円	28 円
司	上昇率		3.06%	3.09%	3. 11%	3. 13%
全国力	11 重平均	798 円	823 円	848 円	874 円	901 円
司	上昇額		25 円	25 円	26 円	27 円
同	上昇率	_	3. 13%	3.04%	3.07%	3.09%

3 令和2年度の最低額の考え方

- (1) 想定し得る条件
 - ① 最低賃金の上昇率と期間

平成 27 年度に国の掲げた目標のとおり、上昇率は、全国加重平均及び千葉県ともに、28 年度から3%台で推移しており、今後も毎年度3%ずつ上昇すると考え、全国加重平均が1,000円に到達する時期を令和5年度に想定した。

② 最低賃金の上昇率を反映する条件

31 年度の最低額を設定するに当たり、市職員の給与を勘案する職種のうち30年度の最低額が1,000円までの職種に最低賃金の上昇率を反映させたことから、これを踏襲した。

(2) 予測が困難なもの

最低賃金が国の目標どおりに推移する中、市職員の給与を始めとして、 法人の給与などのその他の基準については、今後の動向が不透明であるこ とから予測困難とした。

(3) 2年度の最低額の考え方

想定し得る条件の下で、最低賃金と最低額の比較を表 10 で示した。

2年度以降も施設の清掃業務等の最低額について、引き続き最低賃金の 上昇率に合わせ3%ずつ上昇させていった場合には、上昇率が下回るほか の職種とのバランスが懸念されている。

しかしながら、全ての職種の最低額について3%上昇させた場合の令和2年度の改定による新たな財政負担は1,300万円程度が見込まれ、また、年3%ずつの上昇による事業者等の給与体系への影響が懸念されることから、採用は困難な状況にある。

このことから、2年度の最低額については、元年度の法定最低賃金を踏まえるなどして、次のように対応したいと考える。

令和2年度の最低額

1 最低額に最低賃金の上昇率を反映する職種

(1) 継続する職種

市職員の給与を勘案している 1,000 円以下の職種に限定して、30 年度から元年度への最低賃金の上昇率 (3.13%) を 2 年度の最低額に反映させた。

職種/年度	31 年度	反映上昇率	2年度
施設の清掃業務、除草作業員、調理員等	948 円	3. 13%	978 円

(2) 継続しない職種

事務員、コンピュータ指導員等については、31 年度の最低額を設定するに当たっては、最低賃金の上昇率を反映させていたが、その 31 年度の最低額は、1,030 円に達したことから、当該職種の 2 年度の最低額の設定に当たっては、最低賃金の上昇率の算定年度に合わせて、市職員の当該職種の 30 年度から元年度への給与(時給換算後)の上昇率 1.22%を反映した。

30 年度に 1,031 円に達した給食配送員、運転士についても同様に、30 年度から元年度への給与(時給換算後)の上昇率 1.08%を反映した。

職種/年度	31 年度	反映上昇率	2年度
事務員、コンピュータ指導員等	1,030円	1. 22%	(1,043円)
給食配送員、運転士	1,039円	1.08%	(1,051円)

*()は、一般職の職員の給与に関する条例が改正された場合の給料表により算出

2 介護職員等の職種

(1) 最低額の基準

31 年度の最低額は、30 年度の最低額(938 円)では、施設の清掃業務等の31 年度の最低額(948 円)に逆転されてしまうことから、最低額の

基準としている野田みどり会とも協議し、31 年度の最低額を 955 円に上昇させた。

(2) 2年度の最低額

2年度の最低額は、31年度の最低額(955円)では、施設の清掃業務等の2年度の最低額(978円)に逆転されてしまうことから、30年度から元年度への最低賃金の上昇率(3.13%)を反映させた。

職種/年度	31 年度	2年度	上昇率
介護職員、生活支援員等	955 円	985 円	3. 13%

3 実際の賃金水準を勘案する職種

(1) 最低額の基準

「施設の電話交換、受付及び案内業務」、「舞台機器操作業務」、「店長」の職種の最低額の基準は、実際の賃金水準を勘案することとしており、 当該事業者等の賃金に基づき、最低額を設定している。

(2) 2年度の最低額

「施設の電話交換、受付及び案内業務」は、5年間の長期継続契約で委託しており、2年度は期間内の5年目に当たる。

「舞台機器操作業務」を含む指定管理業務は、5年間の指定期間として おり、2年度は期間内の5年目に当たる。

「店長」は、30 年度の指定管理者の更新時に、最低額を 1,000 円から 1,100 円に引き上げており、2年度は指定期間内の3年目に当たる。

いずれも、最低額が最低賃金を下回るおそれがないことから、引き続き2年度の最低額を次のとおり設定した。

職種/年度	31 年度	2年度	上昇率
施設の電話交換、受付及び案内業務	1,000円	1,000円	0 %
舞台機器操作業務	1,000円	1,000円	0 %
店長	1,100円	1,100円	0 %

4 市職員の給与を基準とする職種

「栄養士、保育士」、「看護師、機能訓練指導員」、「学芸員、生活相談員、図書館業務従事者」、「火葬業務」、「介護支援専門員」が対象の職種となる。

本年8月の人事院勧告を反映した給料表に基づき次のとおり設定した。

職種/年度	31 年度	2年度	上昇率
栄養士、保育士	1,074円	(1,084円)	0. 93%
看護師、機能訓練指導員	1,124円	(1,134円)	0.89%
学芸員、生活相談員、図書館業務従事者	1, 182 円	(1,192円)	0.85%
火葬業務	990 円	(1,003円)	1. 31%

^{*()}は、一般職の職員の給与に関する条例が改正された場合の給料表により算出

また、「介護支援専門員」の最低額は、市パートタイム会計年度任用職員の報酬の額を基準とし、当該報酬の額が決定され次第、設定する。

職種/年度	元年度	2年度	上昇率
介護支援専門員	1,343 円	円	%

^{*}報酬の額は、12月に予定されている組合との交渉後に決定する。

5 建築保全業務労務単価を基準とする職種

「施設の警備及び駐車場整理業務」や「設備の運転管理及び保守点検業務」 が対象の職種となり、2年度の当該労務単価は、12月10日に国土交通省か ら発表された。

「施設の警備及び駐車場整理業務」は『警備員 C』、「設備の運転管理及び保守点検業務」は『保全技術員補』の東京地区の単価を時給換算した80%の額で設定した。

職種/年度	31 年度	2年度	上昇率
施設の警備及び駐車場整理業務	1,200円	1,240円	3. 33%
設備の運転管理及び保守点検業務	1,620円	1,660円	2. 47%

Ⅲ 今後の課題について

最低賃金の上昇率は、全国加重平均及び千葉県ともに 28 年度から3%台で推移しており、今後も毎年度3%ずつ上昇していくことが予想される中、令和2年度以降も施設の清掃業務等の最低額について、引き続き最低賃金の上昇率に合わせ3%ずつ上昇させていった場合には、上昇率が下回るほかの職種とのバランスが非常に懸念されるところである。

平成 30 年度第2回公契約審議会で、職種別の最低額についてご意見をいただいているところであるが、2年度の最低額を設定するに当たっては、次のような課題があり、結果として2年度の最低額は、31 年度の最低額の設定方法を踏襲したものとなっている。

第2回公契約審議会では、これらの課題を踏まえ、これからの野田市公契約 条例の方向性などについてご意見をいただきたいと考えている。

【課題】

- ① それぞれの業務に見合った賃金とするために職種別の賃金を採用しているが、最低賃金の上昇や職種別賃金の設定根拠としている基準によって上昇率が異なるなど、職種別賃金を導入した当初から状況が大きく変わってきており、職種間の賃金バランスが保てない状況となっている。
- ② 市職員の給与を基準とする職種のうち、最低賃金の上昇による影響を受ける可能性のあるものについて、最低賃金の上昇率を考慮して最低賃金に逆転されないように対応するとともに、長期継続契約や指定管理協定の契約途中においても、最低賃金に逆転されるおそれがある場合には、最低額を引き上げる対応をしているが、最低賃金に逆転されるおそれのない職種において最低賃金との間差額が年々縮まってきている。
- ③ 職種間のバランスを保つため、全ての職種について同じ率での引上げが 考えられるが、最低賃金と同様に3%上昇させた場合の令和2年度の改定 による新たな財政負担は1千万円以上になることが見込まれ、3年度以降 もさらに費用負担が加算されることになる。

市の負担が過大となった場合には、他の自治体における公契約条例制定のハードルを上げることにつながり、公契約条例の全国への広がりが難し

くなる懸念がある。

- ④ 大幅な引上げは、事業者にとって、経験年数の高い職員との兼ね合いで 給与バランスが崩れる、若しくは全体的に底上げをすると事業者の負担が 大きくなるという懸念がある。
- ⑤ 支払賃金の確認について、事業者から下請業者の資料の取りまとめが負担になっているとの意見がある。
- ⑥ 他の条例制定自治体において職種別賃金が進まない中、本市だけ職種別 賃金を高く設定することは難しい。
- ⑦ 公契約に関する法整備の早期実現のため、公契約条例が全国に広がるよう期待しているところであるが、法定最低賃金を上回る賃金の下限額を定めて、その額以上の賃金の支払を求める賃金条項型の条例を制定している団体は、本市を含め 23 団体を把握しており、大きな広がりは見られない。
- ⑧ 令和2年4月1日から臨時職員等が会計年度任用職員に移行する。 会計年度任用職員の給与水準については、正規職員と同一労働同一賃金 の観点から正規職員の給料表を基本とすることや、期末手当が支給される などの処遇面での改善が図られており、条例で定める最低額の設定に当た っては、会計年度任用職員とのバランスを考慮する必要がある。
- ⑨ 公共サービス基本法第11条では、「国及び地方公共団体は、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努める」と規定されているが、国の動きが見られない。

□表 10 最低賃金と最低額との比較表

〈凡**例**〉 最低賃金▶上段:最低賃金 中段:対前年度上昇額 下段:対前年度上昇率 最 低 額▶上段:最低額 中段:最低賃金との間差額 下段:対前年度上昇率

	職種 / 年度	2 9	3 0	3 1	2	3	4	5		
		868	895	923	951	980	1,010	1,041		
最	千 葉 県	<i>+26</i> ∄	<i>+27 ⊢</i>	<i>+28 円</i>	<i>+28 ⊞</i>	+29 _F	<i>+30 ⊞</i>	+31 <i>⊞</i>		
低	710	3. 09%	<i>3.</i> 11%	3. 13%	, ,		. 0%			
賃		848	874	901	929	957	986	1,016		
金	全国加重平均	+25 _P	<i>+26 円</i>	+27 _円	<i>+28 ⊞</i>	+28 <i>F</i> J	<i>+29 ⊞</i>	+30 _F		
並		3. 04%	3. 07%	3. 09%		3.	. 0%			
	施設の清掃業務、	891	919	948	978	1,008	\•\/#\ = @	- 44 H 18		
	除草作業員、	<i>+23 ⊞</i>	<i>+24 ⊢</i> J	<i>+25 円</i>	<i>+27 ⊢</i>	+28 <i>F</i> J	※職員の			
	調理員 等	_	3. 09%	<i>3.</i> 11%	<i>3.</i> 13%	<i>3.0</i> %	了" <i>则图</i> 》	難なため		
	△≭₩₽	938	938	955	985					
	介護職員、	<i>+70 ⊢</i>	<i>+43 ⊞</i>	+32 _F	<i>+34 ⊞</i>	※法人の	給与が予測は	困難なため		
	生活支援員 等	_	0%	1.81%	<i>3.</i> 13%					
	本 次 旦	968	998	1,030	(1,043)					
	事務員、 コンピュータ指導員 等	+100 _P	<i>+103 ⊞</i>	<i>+107 ⊞</i>	<i>+92 ⊞</i>					
	1/1 1-7/11 1-1/11	_	<i>3. 09%</i>	<i>3.</i> 11%	1. 22%	少形 星 σ	へんた はくてぶん	ロボシャム		
		975	981	990	(1,003)	※ 柳貝♡)給与が予測	<u> </u>		
	火葬業務	<i>+107 ⊞</i>	<i>+86 ฅ</i>	+67 円	<i>+52 ⊞</i>					
		_	<i>0.</i> 62%	<i>0.</i> 92%	<i>1. 31%</i>					
	施設の電話交換、	1,000	1,000	1,000	1,000	\2	/宇腐の任人	ルルチムシ		
	受付及び案内業務、	<i>+132 ⊞</i>	<i>+105 ⊞</i>	+77 円	<i>+49 ⊞</i>	※実際の賃金水準が 予測困難なため				
	舞台機器操作業務	_	0%	0%	0%	了行り四共化なため				
	給食配送員、	1,000	1,031	1,039	(1,051)	※職員の給与が予測困難なため				
最	運転士	<i>+132 ⊞</i>	<i>+136 ⊞</i>	+116 円	<i>+100 ⊞</i>					
取	建构工	_	<i>3. 09%</i>	0. 70%	1. 08%					
		1,000	1, 100	1, 100	1, 100	*	(実際の賃金)	水準が		
低	店長	<i>+132 ⊞</i>	<i>+205 ⊞</i>	<i>+177 ⊞</i>	<i>+149 ⊞</i>		ションションションションションション・ション・ション・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイ			
		_	10.0%	0%	0%		1 N1 EXT. & 1C			
額	栄養士、	1, 059	1,065	1,074	(1,084)					
1112	保育士	+191 _円	<i>+170 ⊞</i>	+151 円	<i>+133 ⊞</i>					
	F1-13 —	_	0. 57%	0. 85%	0. 93%	※ 聯昌の	給与が予測し	用難わため		
	看護師、	1, 113	1, 120	1, 124	(1, 134)	/小帆只 ()	/NG T 27 1 1891	日天世 な /こ 6/2		
	機能訓練指導員	<i>+245 ⊞</i>	<i>+225 ⊨</i>	<i>+201 ⊨</i>	<i>+183 ⊞</i>					
	1%100000010001000000000000000000000000	—	<i>0. 63%</i>	<i>0. 36%</i>	0.89%					
	施設の警備	1, 140	1, 150	1, 200	1, 240	<i>≫.</i> ##	保全業務労	女出年ぶ		
	ル成の音幅 及び駐車場整理業務	<i>+272 ⊞</i>	<i>+255 ⊞</i>	+277 _₱	<i>+289 ⊞</i>		保生素務カイ 別困難なため	另 早 /Ⅲ//³		
	人 0 河上平 勿正 生 未 7万	_	0.88%	<i>4.</i> 35%	<i>3. 33%</i>	<i>了识</i> :	リビリ 天社 ノこ はノ			
	学芸員、	1, 167	1, 173	1, 182	(1, 192)					
	生活相談員、	+299 _F	+278 _F	<i>+259 ⊞</i>	+241 円					
	図書館業務従事者	_	<i>0.</i> 51%	0. 77%	0. 85%	※ 聯昌/)給与が予測()	汨難かため		
		1, 339	1, 341	1, 343	未設定	不收 以	※職員の給与が予測困難なため			
	介護支援専門員	+471 _F	+446 <i>m</i>	<i>+420 ⊞</i>	円					
		_	<i>0.</i> 15%	<i>0.</i> 15%	%					
	設備の運転管理	1, 540	1,570	1,620	1,660	:	促化学数学	な単価が		
	及び保守点検業務	+672 _F	+675 <i>⊞</i>	+697 _F	<i>+709 ⊞</i>		※建築保全業務労務単価が 予測困難なため			
	/人 U / N 17 / M 1 / K 1/7/7	_	<i>1. 95%</i>	<i>3.</i> 18%	2. 47%	J 伊.	(J) (ビリスは / こ (V)			

2, 338

2,402

2,497

2,444

1,562

1,360

2.763

市長が定める賃金の最低額(工事又は製造の請負の契約)

H22からH24まで:公共工事設計労務単価の80%以上

1, 570

1,740

1,700

1,820

910

850

1.722

46

ダクトエ

49 設備機械工

50 交通誘導員 A

51 交通誘導員B

51職種平均

48 建築ブロックエ

47 保温工

1,600

1,680

1,660

1,770

920

860

1.777

1,580

1,650

1,690

1.700

920

840

1.818

1,966

1,966

2, 136

2, 125

1 148

1,042

2.285

2.147

125

2, 264

2, 232

1 297

1, 137

2.455

2, 147

2, 200

2,349

2, 242

1,339

1, 159

2.520

2.125

2, 189

2,465

2, 221

1,392

1, 212

2.579

2.168

2, 232

2, 370

2, 264

1 424

1, 233

2,622

2.221

2, 285

2, 423

2,317

1,456

1, 265

2.684

2.147

2, 125

2, 264

2, 232

1, 297

1, 137

2.455

H25以後:同単価の85%以上 (円/時間) 職種 H22 H23 H24 H25 H26.2 H26.4 H27. 2 H28. 2 H29.3 H30.3 H31.3 1 特殊作業員 1.680 1.650 1.630 2.040 2. 232 2.359 2.349 2.412 2.519 2 232 2 274 2 普通作業員 1, 330 1, 360 1, 340 1,743 1,839 1,839 1,924 1,987 1,977 2,030 2, 115 1.010 1.030 1, 297 1,392 軽作業員 1 030 1,371 1 371 1 445 1,435 1 477 1,541 1,600 1,570 1,987 2,094 2,094 2, 136 2, 253 4 造園工 1.560 2, 115 2, 136 2.210 5 法面工 1,620 1,650 1,750 2, 210 2,391 2, 391 2,465 2,550 2,593 2,635 2,699 6 とびエ 2,550 2, 550 2, 731 2,784 1,730 1,770 1,870 2,359 2,635 2,837 2,901 7 石工 1. 930 1 890 1 940 2, 455 2.582 2,582 2,625 2.593 2.752 2,859 2,912 8 ブロックエ 1.940 1.910 1.880 2. 285 2.402 2.402 2.465 2.391 2.540 2.635 2.689 9 電工 1,790 1,820 1,830 2, 189 2, 285 2, 285 2, 285 2, 264 2,306 2,359 2, 487 10 鉄筋工 1 800 1 840 1 900 2 391 2 593 2, 593 2 678 2 774 2,827 2 880 2 944 2, 136 1,690 1,650 1,690 2,317 2, 317 2,391 2,476 2,519 2,625 11 鉄骨工 2.561 12 塗装工 1,710 1,710 1,820 2, 295 2,487 2, 487 2,572 2,667 2,710 2, 763 2,827 2,869 1,840 1,880 13 溶接工 1.930 2.434 2.635 2.635 2.720 2.816 2.922 2.986 1, 640 2, 221 2, 264 2, 338 1.650 1.680 2.115 2.349 2.402 2.508 14 特殊運転手 2, 221 15 一般運転手 1.550 1.520 1.510 1.892 1.987 1. 987 2.019 2.094 2.083 2.136 2. 232 16 潜かんエ 2,060 2.070 2 540 2,752 2, 752 2 827 2.975 3 029 3,082 3, 156 適用外 17 潜かん世話役 2. 450 2, 460 3.018 3 252 3 252 3.347 3 517 3 581 3 645 3 730 18 さく岩工 1,710 1, 750 1,830 2,306 2,497 2, 497 2,593 2,816 2,869 2,922 3, 145 19 トンネル特殊エ 1 840 1 850 1 910 2 412 2 614 2 614 2 699 2 795 2 848 3 050 3 124 2, 412 1, 580 1, 540 2, 062 2 2, 232 2, 317 2, 455 2, 497 20 トンネル作業員 1.640 232 2,550 21トンネル世話役 2 040 2 050 2 160 2 731 2 954 2 954 3 050 3 177 3 230 3 358 3, 432 22 橋りょう特殊エ 2.010 1.970 2.540 2.795 2. 795 2.997 3.050 3. 177 2.020 2.890 3.103 23 橋りょう塗装エ 2.130 2.050 2.100 2.646 2.859 2.859 2.965 3.092 3.145 3.199 3.273 24 橋りょう世話役 3.570 2.280 2.230 2.290 2.890 3.135 3.135 3.241 3.358 3.422 3.485 25 土木一般世話役 1,840 1,800 1,860 2, 264 2,380 2,380 2,412 2,380 2,412 2, 497 2,540 26 高級船員 2.300 2.260 2,752 2.890 2.890 2 933 2.901 2.933 3.039 3.092 1, 780 1, 760 2, 147 2, 264 2, 264 2, 306 2, 285 2, 317 2, 402 2,444 27 普通船員 3, 794 4, 176 2 700 3 400 3, 677 4 006 28 潜水士 2 630 3.677 3 932 4 080 適用外 29 潜水連絡員 1, 850 1, 910 2, 412 2,614 2, 614 2,699 2, 795 2, 848 2,901 2,965 30 潜水送気員 1,850 1,910 2, 412 2,614 2, 614 2,699 2, 795 2,848 2,901 2,965 31 山林砂防工 1,980 1,990 2,519 2,657 2,657 2,710 2,678 2,710 2,805 2,859 2, 950 3,020 3, 210 4,049 4, 389 4,537 4,697 4, 782 4,867 4, 984 32 軌道工 4.389 33 型わくエ 1.660 1.660 1.700 2.147 2.327 2.327 2.402 2.487 2.529 2.572 2,635 2, 710 2, 540 34 大工 1, 910 1, 870 1,930 2, 434 2, 635 2, 635 2, 582 2, 625 2, 689 2, 710 35 左官 1 760 1.730 1, 780 2,338 2, 529 2.529 2,614 2, 752 2 805 2.869 1, 820 1, 780 1, 710 2,051 2, 147 2, 147 2, 179 2, 157 2, 200 2, 253 2, 370 36 配管工 37 はつりエ 1,620 1,580 1,680 2, 200 2,380 2, 380 2, 391 2, 487 2, 529 2, 572 2,635 2, 763 38 防水工 1.710 1.750 1.880 2.465 2.678 2, 678 2.869 2.922 2.975 3.039 39 板金工 1, 700 1,740 1, 820 2,657 2, 752 2,380 2.572 2.572 2.805 2.859 2.922 2, 497 2, 497 40 タイルエ 1,820 1, 780 1,830 2, 306 2,561 2, 253 2, 295 2, 349 2, 423 2, 370 1,650 2,444 41 サッシエ 1,680 1,690 2, 189 2, 370 2,529 2, 572 2,614 2,678 1, 620 1, 610 1, 590 1, 977 42 屋根ふきエ 2, 115 2.115 2.210 2.317 2.391 2.465 2 550 43 内装工 1, 740 1, 710 1, 750 2, 264 2,444 2, 444 2, 625 2,720 2, 763 2,816 2,880 44 ガラスエ 1, 640 1,630 1,660 2, 104 2, 285 2, 285 2, 370 2, 465 2, 508 2, 550 2,614 1, 560 1, 560 1, 870 2, 359 2, 455 2, 317 2, 455 2,572 45 建具工 2.455 2, 412 2.497

添付資料ア

市長が定める賃金の最低額(工事又は製造の請負の契約)

(円/時間)

F 0			0.050	0 000	0 000	0 000	0.000	0 007	0 074	0.400	0 400	0 000
52	電気通信技術者		2, 650	2, 680	2, 869	2, 869	2, 880	2, 997	3, 071	3, 103	3, 188	3, 326
53	電気通信技術員		1, 830	1, 840	1, 966	1, 966	1, 977	2, 019	2, 062	2, 083	2, 147	2, 232
54	製作工(橋梁)		2, 240	2, 450	2, 689	2, 752	2, 752	2, 784	2, 805	2, 859	2, 859	2, 880
55	機械工		1, 880	1, 930	2, 434	2, 635	2, 635	2, 720	2, 816	2, 869	2, 922	2, 986
56	助手		1, 360	1, 340	1, 743	1, 839	1, 839	1, 924	1, 987	1, 977	2, 030	2, 115
57	船団長	適用外	2, 300	2, 260	2, 752	2, 890	2, 890	2, 933	2, 901	2, 933	3, 039	3, 092
58	潜水世話役		2, 630	2, 700	3, 400	3, 677	3, 677	3, 794	3, 932	4, 006	4, 080	4, 176
59	船夫		1, 780	1, 760	2, 147	2, 264	2, 264					
60	機械設備製作工		2, 270	2, 260	2, 402	2, 402	2, 402	2, 423	2, 423	2, 465	2, 540	2, 614
61	機械設備据付工		1, 960	1, 950	2, 104	2, 147	2, 147	2, 147	2, 147	2, 179	2, 232	2, 317
	61職種平均		1, 828	1, 867	2, 312	2, 469	2, 470	2, 538	2, 594	2, 636	2, 698	2, 777

添付資料イ

市長が定める賃金の最低額(業務委託契約)

(円/時間)

												(円/時间)																										
	業種・職種	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	算出根拠																										
	の運転管理及び保 検業務	829	1, 480	1, 410	1, 490	1, 550	1, 550	1, 540	1, 540	1, 570	1, 620	H 22年度→市労務職(用務員) 18歳初任給を勘案 H 23年度以降→建築保全労務単 価・東京地区・保全技術員補の 80%																										
施設(の清掃業務	829	829	829	829	829	850	882	891	919	948	市労務職(用務員)18歳初任給 を勘案																										
	の電話交換、受付 案内業務	適用外	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	実際の賃金水準を勘案																										
施設(整理	の警備及び駐車場 業務	適用外	950	1, 010	1, 090	1, 120	1, 130	1, 130	1, 140	1, 150	1, 200	H 23年度以降→建築保全労務単価・東京地区・警備員Cの80%																										
	市文化会館の舞台 備又は機器の運転	829	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	適用外	適用外	適用外	適用外	H22年度→市労務職(用務員) 18歳初任給を勘案 H23年度以降→実際の賃金水準 を勘案																										
	事務員補助			830	830	830	850	882	891	919		市臨時職員の賃金単価																										
	プラント保安要員		1, 410	1, 490	1, 550	1, 550	1, 540	1, 540	1, 570	1, 620	建築保全労務単価・東京地区・ 保全技術員補の80%																											
不燃	中央操作員			1, 410	1, 490	1, 550	1, 550	1, 540	1, 540	1, 570	1, 620	建築保全労務単価・東京地区・ 保全技術員補の80%																										
物処	重機オペレータ			1, 410	1, 490	1, 550	1, 550	1, 540	1, 540	1, 570	1, 620	建築保全労務単価・東京地区・ 保全技術員補の80%																										
理施設	計量業務員	適用外適	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	市臨時職員の賃金単価																										
運 転	プラットホーム作 業員	27.37	2/3/1	1, 010	1, 090	1, 120	1, 130	1, 130	1, 140	1, 150	1, 200	建築保全労務単価・東京地区・ 警備員Cの80%																										
管理	手選別作業員			848	848	860	938	938	938	938	955	指定管理者施設において定める 生活支援員及び職業指導員の額																										
業 務	手選別作業員(障 がい者等)																													756	777	798	817	817	842	868	895	千葉県の最低賃金
	清掃作業員																				829	829	829	849	882	891	919	948	市労務職(用務員)18歳初任給 を勘案									
	除草作業員			829	829	829	849	882	891	919	948	市労務職(用務員)18歳初任給 を勘案																										
学校	給食調理員				829	829	849	882	891	919	948	市調理員初任給を勘案																										
給 食	給食配膳員	適用外 適用外	適用外 適用外	適用外適用外	*****	*****	田州 英田州		本田村 本田村	適用外	829	829	849	882	891	919		市調理員初任給を勘案																				
関連	給食配送員(運搬 員)				適用外	週用外	週用外	適用外	適用外	週用外 1		適用外適用	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外適用	適用外適用外	適用外	週用外	適用外	用外 適用外	適用外	適用外「通	適用外 適用	旭州が	935	935	957	991	1, 000							
業務	給食設備管理員				1, 490	1, 550	1, 550	1, 540	1, 540	1, 570	1, 620	建築保全労務単価・東京地区・ 保全技術員補の80%																										

市長が定める賃金の最低額(指定管理協定) ※職種五十音順

(円/時間)

職種	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	算出根拠
	1122	1123	1124	1123	1120	1127	1120	1123	1130	1101	
受付等事務補助員 (事務補助)	829	830	830	830	830		882	891	919		H23~:市臨時職員(事務補助) 賃金単価
運転士	適用外	適用外	935	935	935	957	991	1,000	1, 031		市技能職初任給
栄養士	適用外	適用外	991	991	991	1, 013	1, 049	1, 059	1, 065	1,0/4	市栄養士初任給
介護支援専門員	適用外	適用外	適用外	適用外	1, 235	1, 334	1, 339	1, 339	1, 341	1, 343	市臨時職員(介護支援専門員) 賃金単価 H26:社会福祉法人は一とふる短
介護職員	適用外	適用外	適用外	適用外	860		938	938	938	955	大卒初任給を勘案 H27~:社会福祉法人野田みどり 会高校卒初任給を勘案
学芸員	適用外		1, 096	1, 096	1,096	1, 120	1, 158	1, 167	1, 173		市一般行政職(上級)初任給
学芸員補助員	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919		市臨時職員(事務補助)賃金単 H22~25:市労務職初任給
火葬業務	829	829	829	829	912	933	965	975	981	990	H26~:市労務職初任給に近隣の 斎場で支給されている特勤手当 を加算した額
看護師	829	1, 031	1, 031	1, 031	1, 031	1, 067	1, 104	1, 113	1, 120	1, 124	H22:市労務職初任給 H23~:市看護師初任給
看護師(准看護師を含	適用外	適用外	1, 031	1, 031	1,031	1,067	1, 104	1, 113	1, 120	1, 124	市看護師初任給
む) 機能訓練指導員	適用外	適用外	適用外	適用外	1. 031	1, 067	1. 104	1, 113	1, 120	1 124	市看護師初任給
コミュニティ会館業務							,			948	市臨時職員(事務補助)賃金単
従事者	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919		価
コンピュータ指導員	適用外	919	919	919	919	924	958	968	998		市一般行政職(初級)初任給
施設の維持管理事務員 (事務員)	829	919	919	919	919	924	958	968	998		H22:市労務職初任給 H23~:市一般行政職(初級)初 任給
支援員	適用外	適用外	適用外	適用外	860	938	938	938	938	0.5.5	H26:社会福祉法人は一とふる短 大卒初任給 H27~:社会福祉法人野田みどり 会高校卒初任給
自転車等駐車場管理業 務	適用外	適用外	適用外	適用外	829	849	882	891	919	948	市労務職初任給
児童指導員	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1, 013	1, 049	1, 059	1, 065		市一般行政職(中級)初任給
職業指導員	適用外	適用外	適用外	適用外	860	938	938	938	938	0.55	H26:社会福祉法人は一とふる短 大卒初任給 H27~:社会福祉法人野田みどり
	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	<u>会高校卒初任給</u> 市臨時職員(事務補助)賃金単
具作正在 具	処理が1171	201171	000	000	000	- 000	002	001	010		H22:市労務職初任給
水泳場管理業務	829	919	919	919	919	924	958	968	998	·	H23~:市一般行政職(初級)初 任給
水泳場救助員・監視員	829	830	830	830	830	850	882	891	919	948	H22:市労務職初任給 H23~:市臨時職員(事務補助) 賃金単価
生活支援員	適用外	適用外	848	848	860	938	938	938	938	955	H24〜25、H27〜:社会福祉法人 野田みどり会高校卒初任給 H26:社会福祉法人は一とふる短 大卒初任給
生活支援員補助	適用外		830	830	830	850	882	895	919	948	市臨時職員(生活作業員補助) 賃金単価
生活相談員		適用外			1, 096						市一般行政職(上級)初任給
清掃業務	829	829	829	829	829	850	882	891	919		市労務職初任給
設備の運転管理及び保 守点検業務	適用外	1, 480	1, 410	1, 490	1, 550	1, 550	1, 540	1, 540	1, 570	1, 620	建築保全業務労務単価・東京地 区・保全技術員補の80%
相談支援専門員						1, 013	1, 049	1, 059	1, 065		市一般行政職(中級)初任給
駐車場整理業務	適用外			適用外		適用外	882	891	919		市労務職初任給
<u>駐輪場整理業務</u>		適用外	<u>適用外</u> 829	<u>適用外</u> 829	<u>適用外</u> 829	<u>適用外</u> 849	882 882	891 891	919 919		市労務職初任給
<u>調理員</u> 店長		適用外	1, 000	1, 000			1, 000	1, 000	1, 100		<u>市労務職初任給</u> 実際の賃金水準
図書館業務従事者		適用外	1, 006	1, 006	1,000	1, 120	1, 158	1, 167	1, 173		市一般行政職(上級)初任給
トレーニング室トレー ナー	829		919	919	919	924	958	968	998		H22:市労務職初任給 H23~:市一般行政職(初級)初 任給
販売員	適用外		850	850	850	850	850	850	919		実際の賃金水準
舞台機器操作業務	適用外		1, 000	1, 000	1,000		1, 000	1,000	1,000		実際の賃金水準
保育士 訪問支援員		適用外	991	991	991 適用外	1, 013	1, 049 1, 049	1, 059 1, 059	1, 065 1, 065		市保育士初任給 市一般行政職(中級)初任給
<u>訪问文拨貝</u> 保健師		適用外		週用が	1,096	1, 013 1, 120	1, 158	1, 059	1, 173		<u>中一般行政職(中級)初任結</u> 市保健師初任給
夜間管理業務		適用外	829	829	829	849	882	891	919		市労務職初任給
用務員		適用外	829	829	829		882	891	919		市労務職初任給

令和元年度 立入調査実施報告

1 調査日 令和元年10月11日、15日、16日

2 調査内容

工事については、土木一式1件、建築一式1件の計2件、業務委託、指定管理については、5件ずつ抽出した。また、聞き取りする適用労働者は、1か所当たり3人を目安とした。

最低額と支払賃金を比較していない労働者には、当該契約の最低額が記載してある チラシを配布し、最低額を確認する。また、月給制や日給制の労働者に対し、賃金の時 給単価を算出できる書類を配布し、最低額以上の支払となっているかを確認すること とした。

3 適用労働者への聞き取り事項

- (1)最低額が記載された周知事項の掲示場所を知っているか、 もしくは配布されているか。
- (2) 自分の職種の最低額を認識しているか。
- (3) 自分の職種の最低額以上の賃金が支払われているか。

4 調査結果

(1)件数•人数

契約の種類	件数	人数
工事	2 件	6 人
業務委託	5 件	16 人
指定管理	5 件	15 人
計	12 件	37 人

(2) 聞き取りの結果

聞き取りに対する	1 掲示	2 自分	3 最低額
回答	位置・配布	の最低額の認識	以上の賃金受領
はい	36 人 (97%)	32 人(86.5%)	36 人 (97%)
いいえ	1人(3%)※1	5人(13.5%)※2	0人(0%)
分からない	0人(0%)	0人(0%)	1人(3%)※3

- ※1 周知事項の掲示位置を知っているか、もしくは配布されたかに対し「いいえ」と答えた1 人は契約期間途中での新規雇用者であり、周知書類の配布が遅れていた。調査後、速やかに 周知を徹底するよう事業者に指導を行った。
- ※2 自分の最低額の認識に対し「いいえ」と回答した5人については、最低額を記載したチラシと賃金の時給単価を算出できる書類を配布し、最低額を確認した。
- ※3 最低額以上の賃金が支給されているかについて「分からない」と回答した1人については、 最低額を記載したチラシと賃金の時給単価を算出できる書類を配布し、説明した。